

茨城北農業共済事務組合の解散に関する協議について

地方自治法第 288 条の規定に基づき、茨城北農業共済事務組合の解散について、別紙のとおり協議するものとする。

令和 3 年 11 月 29 日提出

日立市長 小川 春 樹

(提案説明)

新農業共済組合の設立に伴い、茨城北農業共済事務組合を解散することについて、構成市町村との協議を行うため、議会の議決を求めるものであります。

茨城北農業共済事務組合の解散に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により、令和4年3月31日をもって、茨城北農業共済事務組合を解散するものとする。

令和 年 月 日

日立市長

常陸太田市長

高萩市長

北茨城市長

ひたちなか市長

常陸大宮市長

那珂市長

東海村長

大子町長

参 考

1 地方自治法抜粋

(解散)

第 2 8 8 条 一部事務組合を解散しようとするときは、構成団体の協議により、
……総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

(議会の議決を要する協議)

第 2 9 0 条 ……前 2 条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を
経なければならない。